

選定療養費に関する事項

入院期間が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある

患者を除きまして、別途料金が必要となります。

- ・ 1日につき 2,395円（通算対象入院料の基本点数の15%相当）

厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた

診療について

- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション（1単位20分） 3,675円

- ・ 運動器リハビリテーション（1単位20分） 2,775円

- ・ 呼吸器リハビリテーション（1単位20分） 2,625円